

国際関連情報 国際会議等

AOSSG 年次総会報告

ASBJ 専門研究員	てづか 手塚	ふみひと 史
ASBJ 専門研究員	やました 山下	はるゆき 晴之
ASBJ 専門研究員	やまもと 山本	まさみ 雅実

I. はじめに

アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) は、アジア・オセアニア地域の会計基準設定主体によって、2009年11月に組成されたネットワークである。

2021年11月23日及び24日の2日間、第13回 AOSSG 年次総会が開催された。今回は2019年より議長国を務めていたインドの任期が満了し、これまで副議長国を務めていたスリランカが議長国に就任した（議長国及び副議長国の任期は2年。副議長国が次の議長国になることになっている。）。これに伴い、パキスタンが副議長国に就任している。本年度は、昨年度に続き新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) パンデミックにより、ウェブ会議の形式で実施された。年次総会には、21の法域¹ から、145名が参加したほか、国際会計基準審議会

(IASB) からは Andreas Barckow 議長、Sue Lloyd 副議長、Jianqiao Lu 理事、Bruce Mackenzie 理事、Ann Tarca 理事ほかが参加した。企業会計基準委員会 (ASBJ) からは、矢農常勤委員ほかが出席した。

以下、本稿において主な議題に関する議論の概要を報告する。

II. AOSSG 年次総会の概要

第13回年次総会の主な議題は、次のとおりであった。

1 今回の年次総会に参加した法域は、スリランカ（議長国）、パキスタン（副議長国）、日本、オーストラリア、ブルネイ、中国、ドバイ、香港、インド、インドネシア、韓国、マカオ、マレーシア、モンゴル、ネパール、ニュージーランド、フィリピン、サウジアラビア、シンガポール、タイ、ベトナムの21の法域であった。本稿において、会計基準設定主体の表記は、ASBJを除き、法域名（国又は地域名）を記載している。

	議 題	担 当
2021年11月23日		
1	議長及び主催国による挨拶	インド、スリランカ
2	IASB 及び IFRIC の活動状況	IASB
3	IFRS 第 16 号「リース」の経過措置及び実務上の便法から得られる教訓	マレーシア、オーストラリア
2021年11月24日		
4	無形資産に関する調査結果	オーストラリア
5	IFRS 基準における開示要求（試験的アプローチ）に関する ASBJ の予備的見解	日本
6	IAS 第 7 号キャッシュ・フロー計算書における論点	インド
7	料金規制会計の国際的発展及びパキスタンの状況	パキスタン
8	イスラム金融：IFRS 第 17 号の適用及びタカフル	マレーシア
9	タイにおける IFRS 第 17 号の適用	タイ
10	韓国における IFRS 第 17 号の適用に伴う法人税に関する検討事項及び最近の欧州における IFRS 第 17 号の動向	韓国
11	清算ベースの財務報告基準	サウジアラビア
12	インドネシアにおける IFRS 基準の適用状況	インドネシア
13	総括等	IASB、ネパール、スリランカ

(1) IASB の活動状況

IASB の Sue Lloyd 副議長、Jianqiao Lu 理事により、次の項目を含む IASB の活動状況のアップデートが報告された。

- コンサルテーション
 - 全般的な表示及び開示
 - 経営者による説明
 - 公的説明責任のない子会社
 - IFRS 第 9 号の適用後レビュー
- 今後のコンサルテーション
 - サプライヤー・ファイナンス契約
 - 特約条項付の非流動負債
- 最近完了したプロジェクト
 - 基本財務諸表
 - 中小企業（SMEs）向け IFRS 基準のレ

ビュー

- のれん及び減損
- セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債
- IFRS 第 10 号、第 11 号及び第 12 号の適用後レビュー
 - 料金規制
 - 共通支配下の企業結合（BCUCC）
 - 交換可能性の欠如
- 今後の IFRS 基準の修正
 - IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始－比較情報（IFRS 第 17 号の修正案）
- その他のプロジェクト
 - 資本の特徴を有する金融商品
 - 動的リスク管理

- ▶ 引当金一的を絞った改善 (IAS 第 37 号)
- ▶ 持分法
- ▶ 採掘活動
- 第 3 次アジェンダ協議

(2) 無形資産に関する調査結果

オーストラリアの会計基準設定主体の代表者より、未認識の自己創設無形資産に関する情報の開示についてのスタッフ・レポートについて進捗状況が発表された。当該スタッフ・レポートは、財務諸表利用者及び財務諸表作成者と協議しながら、未認識の自己創設無形資産に関するさらなる情報開示の必要性について検討しているものであり、本会議では、次を含む IAS 第 38 号の開示要求の修正についての提案が発表され、議論が行われた。

- 原則
企業は、企業の目的を追求する上で主要な役割を果たしている、企業が支配する重大な未認識の自己創設無形資産について、各々、財務諸表に情報を開示しなければならない。
- 開示目的
財務諸表利用者に意思決定のための情報を提供すること。これらの情報は、重大な未認識の自己創設無形資産が企業に与える現在及び予想される将来の財務上の影響、並びに経営者の受託責任について財務諸表利用者が評価できるものでなければならない。
- ガイダンス

(3) IFRS 基準における開示要求（試験的アプローチ）に関する ASBJ の予備的見解

ASBJ の代表者より、IASB の公開草案「IFRS 基準における開示要求—試験的アプ

ロチ」におけるガイダンス案に対して、ASBJ の予備的見解²が示され、議論が行われた。

- 目的ベースのアプローチへの移行
- 財務諸表利用者の情報ニーズと開示目的
- 開示目的を達成するための 2 段階の判断

(4) 韓国における IFRS 第 17 号の適用に伴う法人税に関する検討事項及び最近の欧州における IFRS 第 17 号の動向

韓国の会計基準設定主体の代表者より、韓国における IFRS 第 17 号「保険契約」の適用に伴う法人税の対応についての議論が報告された。加えて、IFRS 第 17 号の適用に関する最近の欧州の動向について、2021 年 7 月に欧州委員会の会計規制委員会が、一部の保険契約について、年次コホートの適用を選択できる、選択的カーブアウトを承認したことが報告され、議論が行われた。

(5) 総括等

本会議の総括として、最初に IASB の Andreas Barckow 議長より、初めての参加となる AOSSG 会議の感想と感謝の意が述べられ、続けて Sue Lloyd 副議長より、議論の幅の広さと分析の深さにはいつも感銘を受けており、提起されたいくつかの問題についてフォローアップしたい旨と、感謝の意が述べられた。

また、ネパールの会計基準設定主体の代表者から、2022 年の AOSSG 年次総会はネパールで開催予定である旨が発表された。

その後、AOSSG の議長国となったスリランカの代表者より会議参加者への謝意が述べられ、続けて、議長国を退任したインドの代表者より、謝意と次回の年次総会が充実することを

2 本年次総会の時点では、ASBJ は IASB に対してコメント・レターを提出する前であったため、予備的見解として発表している。なお、2022 年 1 月に IASB に対して提出したコメント・レターの概要については、本誌 35 頁の「IASB 公開草案『IFRS 基準における開示要求—試験的アプローチ IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案』に対するコメント・レター」を参照。

祈念する旨が述べられた。

最後に、副議長国となったパキスタンの代表者より、AOSSGメンバー間の継続的なコミュニケーションと、IASBとの協力関係に対する感謝の意とともに、ネパールで再会できることを楽しみにしている旨の挨拶があり、閉会となった。